

## IFRS in Focus

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

# IASB が連結に関する新基準書を公表

### 目次

- はじめに
- 重要な変更点の概要
- 支配の要素: パワー
- 他の当事者との関係
- 支配の要素: 変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利
- 支配の要素: パワーをリターンに影響を与えるために使用する能力
- その他の考慮事項
- 発効日と経過措置

### 要点

- IFRS 第 10 号の目的は、被投資企業の性質にかかわらず、全ての事業体 (entities) に適用される単一の連結の基礎を有することであり、その基礎とは支配である。
- 支配の定義には 3 つの要素が含まれる: 被投資企業に対するパワー (power)、被投資企業の変動し得るリターン (variable returns) に対するエクスポージャーまたは権利、および被投資企業に対するパワーを、投資企業にとってのリターンに影響を与えるために使用する能力。
- IFRS 第 10 号は、代理人関係や潜在的議決権の保有を含む様々な状況において、支配の原則をどのように適用するかについての詳細なガイダンスを提供している。
- 投資企業は、事実および状況に変化がある場合には、被投資企業を支配しているかどうかを再評価する。
- IFRS 第 10 号は、投資企業が、いつ、どのように連結財務諸表を作成すべきかについて取扱う、IAS 第 27 号の該当部分を置き換えるとともに、SIC 第 12 号を全面的に置き換える。
- IFRS 第 10 号の発効日は 2013 年 1 月 1 日であり、一定の状況において早期適用が認められる。

### はじめに

2011 年 5 月 12 日、国際会計基準審議会 (IASB) は、IAS 第 27 号「連結および個別財務諸表」および SIC 第 12 号「連結—特別目的事業体」を置換える、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」を公表した。IASB はまた、IFRS 第 10 号と同時に以下を公表した。

- IFRS 第 11 号「ジョイント・アレンジメント」(詳細については別の IFRS in Focus を参照)
- IFRS 第 12 号「他の企業に対する持分の開示」(詳細については別の IFRS in Focus を参照)

- IAS 第 27 号(2011 年改訂)「個別財務諸表」は、IFRS 第 10 号の公表に伴い改訂されたが、個別財務諸表についての現行ガイダンスは維持されている。
- IAS 第 28 号(2011 年改訂)「関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資」は、IFRS 第 10 号および IFRS 第 11 号の公表による変更に従い改訂されている。

「5 つのパッケージ」の各基準書の発効日は、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度であり、「5 つのパッケージ」の基準書のすべてを早期適用する場合に、早期適用が認められる。しかし、企業は、IFRS 第 12 号を(したがって、「5 つのパッケージ」の他の基準書も)早期適用することなく、IFRS 第 12 号の開示要求を財務諸表に取り入れることが認められる。

### 重要な変更点の概要

IFRS 第 10 号は、被投資企業の性質にかかわらず、単一の連結の基礎として支配を使用しており、SIC 第 12 号に含まれていたリスクと経済価値アプローチを削除する。

IFRS 第 10 号は、支配の要素として、以下の 3 つを識別する。

- 被投資企業に対するパワー
- 被投資企業への関与からの変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利
- 被投資企業に対するパワーを、投資企業にとってのリターンの金額に影響を与えるために使用する能力

投資企業は、被投資企業を支配していると結論付けるためには 3 つの要素のすべてを保持していなければならない。支配の評価は、すべての事実および状況に基づくものであり、その結論は、支配の 3 つの要素のうち少なくとも 1 つに変化があることが示唆される場合には、再評価される。

### 見解

IFRS 第 10 号を開発する際に、IASB は、被投資企業を連結すべきかどうかを決定するにあたって、現時点で実務上の多様性がある 4 つの分野を識別した。

- 投資企業が、過半数に満たない議決権の保有により被投資企業を支配するケース
- 特別目的事業体および SIC 第 12 号の「経済的実質」概念の適用
- 本人 vs 代理人関係に関する論点
- 防御権(protective rights)の考慮

IASB は、特に IAS 第 27 号と SIC 第 12 号との間の認識されていた相違が、支配の概念の一貫性のない適用をもたらしていたと考えた。その結果、SIC 第 12 号の別個のガイダンスを削除する決定を行った。

## 支配の要素: パワー

「パワー」は、投資企業が、被投資会社のリターンに重要な影響を及ぼす被投資企業の活動(「関連する活動(relevant activities)」)を指示する(direct)、現在の能力を与える現在の権利を有する場合に存在する。パワーは、最も一般的には資本性金融商品により付与される議決権を通じて生じるが、他の契約上の合意によっても生じ得る。投資企業にパワーを与える目的で、関連する活動を指示する権利は、投資企業のために行使される必要はない。複数の投資企業が異なる関連する活動を指示する権利を有する場合、投資企業は、どの関連する活動が、被投資企業のリターンに最も重要な影響を与えるかを決定しなければならない。

投資企業が被投資企業に対するパワーを有するかどうかを決定するにあたり、以下の要素を考慮すべきである。

- 被投資企業の目的およびデザイン
- 被投資企業の関連する活動、およびそのような活動に関する決定をどのように実施するか
- 投資企業の権利が、関連する活動を指示する現在の能力を与えているか
- 投資企業が、被投資企業への関与から生じるリターンの変動に晒されるか、または、リターンの変動に対する権利を有するか
- 投資企業が、被投資企業に対するパワーを投資企業にとってのリターンの金額に影響を与えるために使用する能力を有するか
- 他の当事者との関係

業務が議決権を通じて指示される企業にとっての関連する活動は、通常、営業活動および財務活動であろう。関連する活動となりうる活動の例には、製品開発、財またはサービスの売買、金融資産の管理、資産の取得および処分、または資金調達が含まれる。関連する活動に係る決定の例には、被投資企業の営業上および資本上の決定、および被投資企業の主要な経営幹部やサービス提供者を選任し、報酬を支払い、彼らの雇用を終了することが含まれる。

## 見解

IFRS 第 10 号は、以下のとおり、企業の異なる関連する活動を指示する能力を有する複数の投資企業の例を提供している。

投資企業 2 社が、医薬品を開発し、販売するために被投資企業を設立する。投資企業のうち 1 社は、医薬品の開発および規制当局の認可の取得を担当し、製品の開発および規制当局の認可の取得に関連するあらゆる決定を行う一方的な能力を有する。規制当局が製品を認可すると、もう 1 社の投資企業が製品を製造し、販売する。この投資企業は、製品の製造および販売に関連するあらゆる決定を行う一方的な能力を有する。医薬品の開発、規制当局の認可の取得、製造および販売のすべての活動が関連する活動である場合、各投資企業は、被投資企業のリターンに最も重要な影響を与える活動を指示することができるか

どうかを決定する必要がある。したがって、各投資企業は、医薬品の開発および規制当局の認可の取得と製造および販売のうちいずれかが、被投資企業のリターンに「最も」重要な影響を与える活動であるか、および当該活動を指示することができるかどうかを検討する必要がある。どちらの投資企業がパワーを有するかを決定するにあたり、投資企業は、(a)被投資企業の目的およびデザイン、(b)被投資企業の利益マージン、収益および価値や医薬品の価値を決定する要素、(c)(b)の要素に関連する、各投資企業的意思決定権限による被投資企業のリターンへの影響、および(d)リターンの変動性に対する投資企業のエクスポージャーについて考慮する。

この例では、投資企業は、(e)規制当局の認可の取得の不確実性および取得に必要とされる労力(投資企業の、医薬品の開発および規制当局の認可の成功実績を考慮する)、および(f)開発フェーズが成功したときに、どちらの投資企業が医薬品を支配するかについても考慮する。

議決権が、管理業務のみに関連しているために、関連性が薄い状況もありうる。このような状況では、投資企業の契約上の権利または契約上でない権利、および関連当事者関係の慎重な分析が必要とされる。例えば、投資企業は、契約上の権利により、または契約上の権利なしに、被投資企業の主要な経営幹部を選任したり、重要な取引を拒否したり、または被投資企業の統治機関を選出したりすることができる場合がある。さらに、被投資企業の主要な経営幹部またはその統治機関が、投資企業の関連当事者である場合がある。

投資企業は、被投資企業に対するパワーの保有を示すような、被投資企業との特別な関係を有しているかもしれない。IFRS 第 10 号は、パワーを示す可能性がある投資企業と被投資企業間の特別な関係について、以下の例を提供している。

- 被投資企業の主要な経営幹部が、投資企業の現在または以前の被雇用者である
- 被投資企業の業務が、投資企業に依存している
- 被投資企業の活動の重要な部分が、被投資企業の代理を含んでいるか、代理として行われている
- 投資企業の被投資企業のリターンに対するエクスポージャーまたは権利が、議決権または類似の権利の割合以上に大きい

IFRS 第 10 号は、投資企業の被投資企業のリターンの変動性に対するエクスポージャーまたは権利と、投資企業の被投資企業の関連する活動を指示する能力との間に相関関係があることを認めている。しかし、投資企業のエクスポージャーの程度は、パワーの分析においては決定的な要素ではない。

被投資会社が、状況が変化するときのみ、またはある将来の事象が起こるときのみ、関連する活動が起こるまたは生じるようにデザインされている状況があり得る。IFRS 第 10 号は、関連する活動の考慮のために、特定の状況または事象が既に発生している必要はないことを示している。

## 見解

この状況は、デフォルトのときにのみ債権を管理する企業に関連する場合がある(すなわち、商業用不動産担保証券を管理する信託のスペシャルサービサー)。そのような企業にとっての関連する活動は、通常デフォルト債権の管理であるため、デフォルト前にはなんらの実質的な決定は行われえない場合がある。したがって、デフォルト債権を管理する能力を有する当事者が、デフォルト発生前であっても被投資企業に対するパワーを有する場合がある。

IFRS 第 10 号は、実質的な権利(substantive rights)であり、防御権でないもののみが、パワーの評価において考慮されることを明確にしている。権利が実質的であるためには、保有者に対して、被投資企業の関連する活動に関する決定を行う必要があるときに、権利を行使するための「実務上の能力」を与えるものでなければならない。権利が実質的であるために、権利が現時点で行使可能である必要はない。また、他の当事者によって保有される実質的な権利は、投資企業が被投資企業を支配することを阻止する可能性がある。権利が実質的かどうかを評価するにあたって考慮する要素には、以下が含まれる。

- 権利の保有者が当該権利を行使することを妨げる障壁(例えば、権利が行使される場合の重要なペナルティまたは費用の負担)があるか
- 複数の当事者に、投資企業が権利を行使することを許可する実務上の能力を与える仕組みがあるか
- 投資企業が権利を行使することによる便益があるか(例えば、「イン・ザ・マネー」のコールオプションの行使によって)

## 防御権

IFRS 第 10 号は、実質的な権利と防御権を区別している。防御権のみを保有する投資企業は、被投資企業に対するパワーを保有せず、他の当事者が被投資企業に対するパワーを保有することを阻止できない。防御権は、「被投資企業の活動の根本的な変更に関係するか、例外的な状況で適用される」ものである。防御権の例には、新たな負債による資金調達を承認する権利、被投資企業の追加的な資本性金融商品の発行を承認する非支配持分を保有する当事者の権利、またはデフォルト時に資産を差し押さえる貸出人の権利が含まれる。

## 過半数に満たない議決権による支配

IFRS 第 10 号は、投資企業は、議決権の過半数を保有していない場合であっても被投資企業に対するパワーを保有し得ることを明確にしている。例えば、投資企業は、契約上の合意、議決権の保有、潜在的議決権の保有、またはそれらの組合せを通じてパワーを有するかもしれない。

投資企業と他の投資企業との間の契約上の合意は、投資企業自身ではパワーを与えるのに十分な議決権を保有していない場合であっても、投資企業にパワーを与えるのに十分な議決権を行使する権利を与える。例えば、契約上の合意は、投資企業が関連する活動に係る決定を行うことを可能にするために、十分な他の議決権保有者がどのように投票するかを指示する能力を投資

企業に与えたり、投資企業に被投資企業の営業活動および財務活動を指示する現在の能力を与えたりする可能性がある。

投資企業は、過半数に満たない議決権を保有する場合であっても、当該投資企業が保有する議決権の規模を、他の議決権保有者の保有の規模および分散度、および関連するかもしれないあらゆる追加的な事実および状況（例えば、過去の株主総会における投票パターン）との関連において考慮しなければならない。

## 見解

これらの要素の評価は、相当程度の判断を伴う可能性が高いため、実務上適用するにあたって非常に困難であることを示している。IFRS 第 10 号は、この分野についてなんらの「ブライトライン(数値基準)」も設けていない。しかし、本基準書は、過半数に満たない議決権を保有する投資企業に関し、以下の例を提供している。

投資企業は、被投資企業の議決権の 48%を取得する。残りの議決権は、数千の株主によって保有されており、いずれも 1%を上回る議決権を保有しない。いずれの株主も、他の株主と協議するか、または集団的な決定を行う合意を有していない。取得する議決権の割合を評価するにあたり、他の株主の相対的な規模に基づき、投資企業は 48%の持分は投資企業に支配を与えるのに十分であると決定した。この例では、投資企業の議決権の絶対的な規模および他の株主の相対的な規模に基づき、投資企業は、パワーの他の証拠を考慮する必要なしに、パワーの規準を満たす十分に支配的な議決権持分を保有していると結論付ける。

投資企業は、投資企業自身または他の当事者によって保有される潜在的議決権についても考慮が必要となる。潜在的議決権は、それらが実質的であり、単独でまたは他の権利との組合せにより関連する活動を指示する現在の能力を与え得る場合にのみ考慮される。

## 見解

IFRS 第 10 号は、潜在的議決権を保有する投資企業の例として、以下の 2 つを提供している。

### 例 A

投資企業 A は被投資企業の議決権の 70%を保有している。投資企業 B は被投資企業の議決権の 30%と、投資企業 A の議決権の半分を取得するオプションを保有している。オプションは今後 2 年間、固定価格で行使可能であり、ディープ・アウト・オブ・ザ・マネーの状態にある(今後 2 年間もそのような状態であることが予想されている)。投資企業 A は、議決権を行使し、積極的に被投資企業の関連する活動を指示している。この例では、投資企業 A が関連する活動を指示する現在の能力を有していると考えられるため、投資企業 A はパワーの規準を満たしている可能性が高い。投資企業 B は、追加の議決権を購入するための現時点で行使可能なオプション(それは、権利行使された場合に被投資企業の議決権の過半数を与えることになる)を保有しているが、当該オプションに付随する条

件は、当該オプションが実質的とは考えられないようなものである。

#### 例 B

投資企業 A と他の 2 つの投資企業が、被投資企業の議決権の 1/3 をそれぞれ保有している。被投資企業の営業活動は、投資会社 A と密接に関連している。投資企業 A は、資本性金融商品に加えて、被投資企業の普通株式にいつでも固定価格で転換可能な負債性金融商品を保有しており、この商品はアウト・オブ・ザ・マネーの状態にある(ただしディープ・アウト・オブ・ザ・マネーではない)。当該負債性金融商品が転換された場合、投資企業 A は被投資企業の議決権の 60% を保有する。投資企業 A は、負債性金融商品が普通株式に転換される場合、シナジーの達成による便益を得るであろう。投資企業 A は、被投資企業の議決権を、投資企業に関連する活動を指示する現在の能力を与える実質的な潜在的議決権とあわせて保有しているため、被投資企業に対するパワーを有している。

#### 本人 vs 代理人関係

IFRS 第 10 号は、意思決定権を持つ企業が本人であるか、または代理人であるかを評価するためのガイダンスを導入している。本基準書は「代理人」を、他の当事者(「本人」)の代理として、その便益のために行動することを約束する当事者として規定している。しかし、本基準書は、単純に投資企業の意思決定により他の当事者が便益を受けうるというだけでは、投資企業は代理人とはならないことを明確にしている。

#### 見解

本人と代理人の関係に係るガイダンスは、特に、報酬と引き換えに投資企業の代理として投資決定を行う投資マネジャーに関連する。投資マネジャーは、投資企業の代理としてだけでなく投資決定を行う場合には、本人と考えられる場合がある。

意思決定者が代理人かどうかを決定するにあたり、意思決定者、被投資企業、および被投資企業に関与する他の当事者との関係についての他の関連する要素とともに、以下の要素について検討しなければならない。

- 被投資企業に対する意思決定権限の範囲
- 他の当事者によって保有される権利
- 与えられる報酬(報酬が提供されるサービスに必要な水準に見合ったものであるかどうか、および標準的でない条件が含まれているかどうかの検討を含む)
- 被投資企業に対する他の持分からのリターンの変動性に対するエクスポージャー

- 単一の当事者の意思決定者を排除する権利

本基準書は、上記の規準それぞれの重要度をどのように考えるかに関するガイダンスを提供していないが、単一の当事者が理由なく意思決定権者を排除する一方的な能力（一般的に、「解任権(kick-out rights)」または「排除権(removal rights)」と呼ばれる)を有する場合は除かれる。そのような場合、意思決定者は代理人とみなされ、排除権を保有する当事者が本人とみなされる。しかし、排除権が多数の投資家によって共有されている場合、本人／代理人の評価を行うにあたって、上記のそれぞれの要因を考慮することが必要となるだろう。IFRS 第 10 号は、意思決定者を排除するために行動をとる必要がある当事者の数が多いほど、当該要素の重要度が低くなることを示している。

### 見解

IFRS 第 10 号は、本人と考えられる投資マネジャーについて、以下の例を提供している。

意思決定者によって保有される他の持分の考慮は、本人／代理人の決定および全体的な結論に影響を与える場合がある。例えば、標準的な 2%の管理報酬と 20%の成功報酬を受け取り、管理するファンドに対する資本性金融商品を保有しない投資マネジャーと、同じ報酬体系で、35%の資本性金融商品も保有する投資マネジャーでは、異なる結論となる可能性がある。同様に、保有する持分が他の投資企業に比べてより高レベルの変動性に晒される意思決定者もまた、本人であると決定される場合がある。債権残高のみを基礎とする報酬を受領するだけのサービサーは代理人と考えられる場合がある一方で、不動産担保証券の信託に対するサービサーが、証券の「資本」トランシェに対する投資も保有する場合には、本人と考えられる場合がある

### 他の当事者との関係

IFRS 第 10 号は、投資企業が、いつ、他の当事者が投資企業の代理として行動することを指示できるような、他の当事者との関係（「事実上の代理人」と呼ばれる）を保有し得る場合についてのガイダンスも提供している。事実上の代理人の例としては、以下が含まれる。

- 関連当事者（IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」において定義される）
- 投資企業からの貸付または出資として、被投資企業に対する持分を受け取る当事者
- 投資企業の事前の承認なしに、被投資企業の持分を売却、譲渡または抵当に入れることは行わないことを合意している当事者
- 投資企業からの劣後した財政上の支援なしに、営業上の資金調達を行うことができない当事者



- 取締役会の過半数または主要な経営幹部が投資企業と同一である被投資企業
- 投資企業との緊密な事業上の関係を有する当事者(例えば、サービス提供者と重要な顧客)

## 見解

投資企業と他の当事者との関係の考慮についてのガイダンスには、企業グループが被投資会社に関連して持つ可能性がある関係を適切に反映する必要がある。投資企業と投資企業の「事実上の代理人」は、単独で考慮した場合にはいずれの当事者も支配を保有しないと識別される結果となるが、グループで合算すると支配を保有するような、パワーおよび経済的な関与をそれぞれ有している場合がある。

**支配の要素: 変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利**  
連結の評価における 2 番目の規準は、投資企業が被投資企業の変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有することである。IFRS 第 10 号は、被投資企業に対する経済的なエクスポージャーは、正、負、およびその両方のいずれもありうることを明確にするために、「便益(benefits)」ではなく「リターン」という用語を使用している。被投資企業への関与からのリターンの例としては、当該企業に対する投資の価値の変動、ストラクチャード・エンティティのキャッシュ・フローに対する残余持分、配当、利息、管理報酬またはサービス報酬契約、保証、税務上の恩恵、または他の持分保有者が得られない他のあらゆるリターンが含まれ得る。企業を支配できるのは 1 つの投資企業のみであるが、多数の投資企業が被投資企業のリターンを共有する可能性がある。

IFRS 第 10 号は、経済的な利益が固定される場合(例えば、クーポンが固定の負債性金融商品や、管理する資産を基礎とする固定の資産管理報酬)であっても、負債性金融資産からの信用リスクや、資産管理契約からのパフォーマンス・リスクのような変動性に投資企業を晒すため、変動し得るリターンとなりうることを明確にしている。

**支配の要素: パワーをリターンに影響を与えるために使用する能力**  
連結の評価における 3 番目の柱は、最初の 2 つの支配の構成要素の相互関係の考慮である。被投資企業に対する支配を有するために、投資企業は、被投資企業に対するパワーと、被投資企業への関与からの変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利だけでなく、被投資企業に対するパワーを被投資企業への関与からの投資企業のリターンに影響を与えるように使用する能力を有していなければならない。

## その他の考慮事項

### 被投資企業の一部分が別個の企業とみなされうるか

ある状況では、法律および契約上の合意に基づいて、投資企業が特定の資産および負債の一組(被投資企業の一部分)に対する持分を有するかもしれない。さらに、ある法域では、法的企業が別個の組織(しばしば、「サイロ」と呼ばれる)に分割される。そのような状況では、連結の評価の目的において、(法的企業

の全体ではなく)個別のサイロまたは被投資企業の一部分のみを個別の企業として考えることが可能かどうかという問題が生じる。

IFRS 第 10 号では、サイロが存在するかどうかの決定は、個別のサイロが実質的に分離しているか、または被投資企業の全体から「囲われて」いるかどうかに基づいて行われる。被投資企業の一部分が被投資企業の全体から経済的に分離されており、投資企業が当該被投資企業の一部分を支配する場合、当該一部分が投資企業の子会社として取扱われるべきである。

#### 継続的な評価

IFRS 第 10 号は、被投資企業の支配の継続的な評価を要求している。この継続的な再評価は、当期企業の被投資企業に対するパワーの変化と、投資企業の変動し得るリターンに対するエクスポージャーまたは権利の変化の両方を考慮するものである。当該評価は、事実および状況の変化に基づいて行われるが、最低でも毎報告期間に検討される。

#### 発効日と経過措置

IFRS 第 10 号および他の「5 つのパッケージ」の基準書は、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効する。早期適用は、「5 つのパッケージ」の基準書のすべてが早期適用される場合に限り、認められる。

#### 見解

IASB は、すべての基準書を同時に早期適用する要求のため、企業が規定される発効日より前の IFRS 第 12 号の開示要求の提供を躊躇する可能性があることについて、懸念を表明した。したがって、IFRS 第 12 号は、企業が発効日より前に要求される開示の一部または全部を提供することが奨励され、そのことが「5 つのパッケージ」の他の基準書の早期適用を要求することにはならないことを明確にしている。

IFRS 第 10 号は、特定の経過措置を前提として、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に従って、遡及適用することを要求している。

IFRS 第 10 号の適用開始により、以前に連結されていなかった被投資企業が連結される結果となる場合、投資企業は当該以前に連結されていなかった投資企業の資産、負債および非支配持分を、適用開始日時点で、投資企業が IFRS 第 10 号の要求に基づいて被投資企業の支配を獲得した日から、当該被投資企業が連結されていたかのように測定しなければならない(被投資企業が事業である場合、当該日において IFRS 第 3 号を適用することを意味する)。しかし、これが実務上不可能な場合には、投資企業は IFRS 第 3 号の要求を、適用が実務上可能となる最も早い期間(それは当期であるかもしれない)の期首をみなし取得日として適用しなければならない。

IFRS 第 10 号の適用開始により、以前に連結されていた被投資企業が連結されない結果となる場合、投資企業は、被投資企業に対する持分を、IFRS 第 10 号の要求が過去のすべての期間に適用されていた場合に測定されていたであろう金額で測定しなければならない。持分の測定が実務上不可能な場合には、投資企業は、IFRS 第 10 号が適用される報告期間の開始日において、支配の喪失の会計処理に係る IFRS 第 10 号の要求を適用しなければならない。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/)をご覧ください。